

今月のピックアップ

令和7年5月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

※二次元バーコードで弊社 HP へアクセスできます ⇒

【今月の担当:新井】



【熱中症対策が義務化されます】

令和7年6月1日から職場における熱中症対策を強化するため、改正労働安全衛生規則が施行されます。

現場における対応としては、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられることになります。

● 体制整備

熱中症の自覚症状がある作業員や熱中症のおそれがある作業員を見つけた者がその旨を報告するための体制(緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等)の整備

● 手順作成

熱中症による重篤化を防止するために必要な作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等措置の実施手順の作成

● 関係者への周知

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者(事業主である下請負人や同居の親族等)についても、上記対応が必要となります。

対象となるのは

「WBGT 値(※)28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で、連続 1 時間以上又は1 日 4 時間を超えての実施」が見込まれる作業です。

※WBGT 値とは暑さ指数のことで、暑熱環境下における「労働の目安」「運動時の熱中症防止」の指針に用いられるものです。この値は測定器で測るほか、熱中症予防情報サイト等で確認できます。

※業種、作業内容、屋内・屋外であるかは問われません。

上記の対応を怠ると、「6 カ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金」が科される可能性があります。

また、対象作業に該当しない場合においても、作業強度や着衣の状況等によっては、熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が望ましいとされます。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。